

＜(公財)ふくおか環境財団電気自動車及び電気自動車充電設備導入事業＞提案競技に係る質問と回答

令和5年3月1日

公益財団法人ふくおか環境財団

No.	質問事項	質問内容	回答
1	入札参加資格の登録に関して	福岡市に入札参加資格申請の登録をしておりますが、受任者(契約者)が人事異動に伴い4月(次年度)より変更になる予定ですが、どのタイミングで福岡市に対して変更申請を行ったらよろしいでしょうか。	福岡市入札参加資格申請に関することは、福岡市の担当部署に確認をお願いいたします。
2	EVの装備(オプション品)に関して	リース料金に含まれる物の中で、装備品がETC車載器、ドライブレコーダーとなっておりますが、それ以外の装備(カーナビ、フロアマット等その他のオプション品)は不要という事で宜しいのでしょうか。	標準装備品として、エアバッグ、エアコン、パワーステアリング、AM/FMラジオ、サンバイザー、サイドバイザー、フロアマットをリース料金に含んでいただきますよう、お願いいたします。
3	保険に関して	運転者の年齢によって保険料が変わってくるのですが、運転者は何歳以上の方になりますでしょうか。	自動車任意保険につきましては、契約者種別はフリーになります。優良割引率42%、多数割引5%、割引率変更時の保険料精算は行わないことを条件に、積算をお願いいたします。
4	EV(車両)のグレードに関して	車両のグレードにより、安全装備等の違いがありますが、最低限必要なグレードや装備のご指定は御座いますでしょうか。	グレードの指定はございません。 (質問2で回答した標準装備品以上の装備の必要はございません。)
5	共同事業に関して	共同事業者の材工含むすべての事業者同様の提出書類が必要ですか。 また、合同事業者での参加ではダメなのか。	共同事業者で応募する場合、代表となる法人を決めていただき、法人ごとの役割分担を明確にした書類を提出していただきます。(様式は任意です) また、共同事業者で応募する場合は、各構成員が提案競技実施要領「5. 参加資格(1)～(7)」を全て満たす必要があります。「5. 参加資格(8)」は共同事業者総体で満たす必要があります。 そのため、参加資格を確認する書類として、提案競技実施要領「7. 参加申込(3)提出書類①～⑧」を構成員ごとに提出していただくこととなりますが、福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿に登録されている構成員につきましては、③～⑧は提出する必要はございません。 (福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿に登録されていない構成員につきましては、①～⑧を提出する必要があります。) なお、「7. 参加申込(3)提出書類⑨」につきましては、共同事業者のうち、いずれかの構成員が満たす必要がございます。 提案協議実施要領「10. 企画提案書類の提出(3)提出書類」につきましては、共同事業者で提出していただくこととなります。
6	辞退届に関して	参加申し込みを提出後、辞退届提出した場合、今後の入札へ参加が不可能になりますか。	提案競技参加者のなかから最優秀提案者を決定し、提案内容をもとに最終的な仕様等を定める協議を行い、リース契約を行うことになっておりますので、今回の提案競技に関しては入札を行うことはございません。 なお、今後、EVやEV充電設備の拡大により、提案競技や入札を行うことはあり得ますが、参加辞退届を提出されたことによるペナルティはございません。
7	車両納期	車両は最優秀提案者決定後の発注・納車で問題ないでしょうか？	補助金の活用を前提としていますので、「令和3年度補正クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」申請の手引きに定める要件に従うこととなります。 電気自動車については、 ①今後、購入する台数と時期を申告すること ②購入する電気自動車は新車(リース含む)のみ ③なお、補助申請前に契約及び購入したものは納車がまだであっても購入予定に含まれないとされています(手引き134頁)ので、この要件を満たすように導入スケジュールのご提案をお願いいたします。

No.	質問事項	質問内容	回答
8	充電器納期	充電設備は最優秀提案者決定後の発注・設置で問題ないでしょうか？車両と充電器の納期が異なる場合には、リーススタート時期はどうしたらよいでしょうか？	<p>補助金の活用を前提としていますので、「令和3年度補正クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」申請の手引きに定める要件に従うことになります。</p> <p>電気自動車充電設備については、</p> <p>①リース会社が申請者となり、リース料金総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映させること</p> <p>②充電設備は新品で購入すること</p> <p>③充電設備の発注は交付決定通知書の受領後であることとされています。</p> <p>したがって、交付決定通知受領後に発注、設置工事が可能となります。(手引き8頁)</p> <p>補助申請は、最優秀提案者が行っていただくこととなりますが、申請して交付決定までの期間は、受付日から30日営業日以内を目処とされており、(手引き13頁)</p> <p>また、電気自動車には充電設備が必須となります。</p> <p>以上のことを考慮して、導入スケジュールのご提案をお願いいたします。</p>